

# 相続手続き

～遺言書作成のメリット～

**Q.** 夫も私も高齢となり、相続のことを考えなくてはならない年齢となりました。私は後妻で、子供は私との間に1人、先妻との間にも子供が1人います。夫の財産は自宅の土地建物の他、少しの預貯金があります。夫に万が一のことがあつたらどうしようかと今から心配です。最近、遺言書のことをよく耳にしますが、私の夫にも勧めようと思っています。何かアドバイスをお願いします。



**A.** 遺言書の作成は「法定相続人では無い方にも財産を遺贈する事が出来る事」や、「遺言者の意思通りに遺産分割をする事が出来る」という遺言者にとってのメリットがよく挙げられる事が多いのですが、実際に遺言書を用いて遺産の名義変更等の「相続手続き」を進めていく事になった場合に、相続人にとっての大きなメリットもあります。

通常、遺言書を作成しなかった方がお亡くなりになつた場合、法定相続人全員で遺産分割協議を行ない、その協議で決まった分割内容を基に「遺産分割協議書」を作成し全員が自署と実印押印をした後に、ようやく遺産の名義変更等の手続きに入る事になります。

相続手続きをする機関（銀行の窓口や法務局など）によって必要書類は異なりますが、一般的に作成した遺産分割協議書の他に全員分の印鑑登録証明書（概ね3ヵ月以内に発行の物）や、故人の出生から死亡までの戸籍謄本、相続人全員の現在の戸籍謄本などをそれぞれ役所などで事前に取つておき、手続き先に提示する必要があります。

一方で故人が遺言書を作成していた場合は、既にその遺言書において遺産の分割方法が記載されている為、要件の不備が無ければ遺産分割協議書は不要となります。

また、その遺言書を用いた相続手続きをする際の必要書類として遺言書の他、遺言者の死亡の確認が

出来る除籍謄本や、対象となる遺産を相続する事が遺言書で指定された相続人の戸籍謄本などの書類を取得し提示すれば良く、必要書類の収集完了後にすぐに相続手続きを行なう事が可能となります。

お話によりますと、先妻のお子様から法定相続分相当額の請求があった場合に、遺言書がなければ、資金の捻出方法や不動産の分割などについて問題が発生することも考えられます。

遺言書があれば、遺留分（遺言でも侵すことのできない相続人の権利）の金額に注意する必要はあるものの、手続きはかなり軽減されるでしょう。

最後に、遺言書の作成方法です。自筆遺言証書、公正証書遺言が代表的ですが、家庭裁判所の検認や、記載内容不備で無効になる心配のいらない、公正証書遺言で作成されることをお勧め致します。

遺言書を作成しておく事で遺産分割協議や必要書類の収集の際に相続人に掛かる「時間」と「労力」、「心理的ストレス」を減らす事が出来ると言えます。

遺言書の作成は是非専門家にご相談ください。

●お問合せ先

相続手続支援センター神奈川

フリーダイヤル 0120-978-640